川崎市特定妊婦等への支援事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、妊娠の可能性があるが経済的困窮等により産科医療機関への初回 受診が困難であるなどの、特定妊婦又は特定妊婦と疑われる者に対し、初回産科受診 料(以下「受診料」という。)の費用助成を含む産科医療機関受診等の支援や妊婦訪問 等を実施することにより、区役所地域みまもり支援センター(福祉事務所・保健所支 所)(以下「地域みまもり支援センター」という。)等による切れ目のない支援に早期 につなげることを目的とする。

(本事業の対象者)

- 第2条 本事業の対象者は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の3第5項に規定する特定妊婦及び特定妊婦の可能性があると居住地を所管する地域みまもり支援センター所長(以下「地域みまもり支援センター所長」という。)が認める者(以下「特定妊婦等」という。)とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第4条第3号で定める対象者については次の各号のすべてに該当する者とする。
- (1) 特定妊婦等のうち、市内産科医療機関への受診を希望する者であること。
- (2)市販の妊娠検査薬により陽性又は陽性の疑いが確認された者であること。ただし、明らかに妊娠していると判断できる場合は妊娠検査薬による確認を要しないものとする。
- (3) 産科婦人科等医療機関による妊娠の確認がされていない者で、経済困窮等で産科医療機関受診が困難と認められる者であること。なお、経済困窮等で産科医療機関受診が困難と認められる者とは、非課税世帯で受診が困難である者又はその他市長が認める者とする。

(事業内容)

- 第3条 地域みまもり支援センター所長は、前条に定める対象者に対し、次の各号に掲 げる支援を必要に応じて実施するものとする。
 - (1) 特定妊婦等に対する産科医療機関受診等支援
- (2) 妊婦訪問

(特定妊婦等に対する産科医療機関受診等支援の内容)

- 第4条 地域みまもり支援センター所長は、前条第1号で定める事業の内容について、 次の各号に掲げる支援を必要に応じて一体的に実施するものとする。
- (1)妊娠検査薬の提供

妊娠の確認のため、妊娠検査薬を提供すること。

(2) 産科医療機関への受診同行

産科医療機関への受診及び妊婦健康診査のため、対象者に同行すること。

(3) 初回産科受診料支援(以下「受診料支援」という。)

次条に定める方法により、対象者の受診料を支給すること。

(受診料支援の方法)

- 第5条 受診料支援は、産科医療機関の受診料に対して、10,000円を上限に支給することにより行う。なお、受診料は、市販の妊娠検査薬を用いて妊娠の確認を行ったうえで産科医療機関において実施した妊娠の判定に要する費用(診察検査料等を含む)を対象とする。ただし、第4項の決定なく対象者が受診した場合の受診料については対象外とする。
- 2 受診料支援を受けようとする者は、初回産科受診料支援に係る申請書(第1号様式) を、地域みまもり支援センター所長を経由して市長に提出しなければならない。なお、 当該年度(4月から6月までに申請する場合は前年度)の市民税が非課税である世帯 については、それを証する書類を添えて申請することとする。
- 3 地域みまもり支援センター所長は、前項の規定による受診料支援の申請を受けたときは、特定妊婦等に対する初回産科受診料支援確認票(第2号様式)により、受診料支援の可否についての意見を市長に進達するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定による受診料支援申請を受けたときは、速やかにその内容を 審査し、受診料支援の可否を決定し、産科受診料支援決定通知書(第3号様式)又は 産科受診料支援申請却下通知書(第4号様式)により通知する。
- 5 前項の規定による審査の結果、受診料支援を行うことを決定したときは、地域みまもり支援センター所長が指定する職員(以下「職員」という。)は速やかに産科医療機関と受診の可否及び受診日時について調整するものとする。なお、調整に当たっては、対象者の社会的環境及び身体的状況等に関する情報を、可能な限り産科医療機関に提供するものとする。
- 6 前項により調整した産科医療機関を対象者が受診する際には、職員が同行するものとする。
- 7 受診料支援の費用の請求については次の各号に定めるところにより行う。
- (1) 第4項の規定による支援の決定を受けた者は、第5項で調整をした産科医療機関を受診した後、その費用を明らかにする書類を添えて、受診料を市長に請求するものとする。
- (2) 前号の規定による請求は、当該診察を行った産科医療機関に委任することができる。
- 8 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、速やかに、第1項の規定に基づき 支給すべき額を確定し、支給する。

(妊婦訪問の内容)

- 第6条 地域みまもり支援センター所長は、継続的に状況を把握することが必要である 特定妊婦等に対して訪問し、次の各号に掲げる支援を対象者に合わせて実施するもの とする。
 - (1) 妊娠・出産に関する情報提供や相談・支援
 - (2) 妊娠中の不安や出産後の育児技術の提供等のための相談・支援
 - (3) 出産後、不適切な養育状態になると想定される場合は、養育環境の維持・改善

や、育児の知識や技術の習得に関する支援

(4) その他地域みまもり支援センター所長が必要と認める支援

(相談記録の管理)

第7条 地域みまもり支援センター及び委託事業者は支援に係る記録を適切に管理する ものとする。

(留意事項)

- 第8条 本事業に関わるものは、次の各号に定める事項に留意し、支援を行うものとする。
 - (1) 対象者を把握した場合は、支援内容の決定に当たり、関係機関からの情報提供 や状況把握のための訪問等により、対象者に関する情報の収集を行い、その支援内 容を明確にするものとする。
 - (2) 対象者の状況等を十分に理解し、母子保健法に基づき保健指導等を行う必要がある者に対しては、妊娠及び出産についての相談、指導等を総合的に実施するものとする。
 - (3) 関係機関で情報共有を行う際には、対象者から事前に同意を得るなど、個人情報の適正な管理に十分配慮するものとする。
 - (4) 秘密保持に最大の配慮を払うとともに、本事業により知り得た秘密を本事業の目的以外に利用しないものとする。

(委任)

第9条 本要綱に規定するもののほか、事業の実施に関して必要な事項はこども未来局長が別に定めるものとする。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。